

住民記録・印鑑登録に係る標準準拠システム構築等業務委託 落札者決定基準

本書は、「住民記録・印鑑登録に係る標準準拠システム構築等業務委託」の落札者を決定するための基準等を示したものである。

1 概要

複数の事業者から提案を受け、その提案を総合的に評価することにより、本件委託に最も適した事業者を公正に選定する。

落札者の選定にあたっては、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、提案内容及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定する一般競争入札（総合評価落札方式）によって行う。

2 評価方法

提案内容及び入札価格をもとに技術提案評価点（技術的要件に対する得点）及び価格評価点（入札価格に対する得点）を算出し、その合計点数（総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術提案評価点} + \text{価格評価点}$$

なお、提案内容を評価するにあたっては、各区役所・総合支所の住民記録・印鑑登録業務担当課職員及び情報システム関係担当課職員を構成員とした総合評価委員会を設置し、審査及び採点を行う。

- (1) 技術提案評価点1,200点、価格評価点400点を配点とし、総合評価点の満点を1,600点とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、その者のうち技術提案評価点の最も高い者を落札者とし、技術提案評価点も同点の場合は当該者のくじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 各点数の計算の結果生じた端数については、小数点以下第1位までを有効とし、小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

3 技術提案評価点

技術提案評価点は、入札参加者から提出された書類等の内容に基づき提案内容を審査及び採点する。

(1) 書類等審査（技術提案評価点）に共通する事項

別表（技術提案書評価表）における各項目評価点の合計により算出する。

$$\text{技術提案評価点} = \text{配点} \times \text{採点（評価に基づく掛け数）}$$

評価	掛け数
(A) 特に優れている	1. 0 0
(B) やや優れている	0. 7 5
(C) 普通	0. 5 0
(D) やや劣る	0. 2 5
(E) 劣る	0

※項目によっては、3段階（A・C・E）、または基礎点（A（適合）・E（不適合）の2段階）で評価する。

(2) 業務領域（住民記録・印鑑登録機能要件）に関する事項

様式3及び様式4に係る採点の集計結果（要件適合度等）をもとに、システム及びサービス全体の仕様を確認し、定性的に評価を行う。

評価	掛け数
(A) 要件等に対応可	1. 0 0
(B) 代替策や提案あり（良）	0. 7 5
(C) 代替策や提案あり（普通）	0. 5 0
(D) 代替策や提案あり（不足）	0. 2 5
(E) 対応不可	0

(3) システム領域（非機能要件及び運用保守要件）、住登外宛名管理に関する事項

ア 様式2①及び②、③については、採点の集計結果（要件適合度等）をもとにシステム及びサービス全体の仕様を確認する。その上で、定性的に評価を行う。

なお、同様式に係る採点方法は、「(1) 書類等審査（技術提案評価点）に共通する事項」と同様とする。

イ 様式5及びその他提案事項等（任意様式）については、「(1)書類等審査（技術提案評価点）に共通する事項」に沿って評価を行う。

(4) デモンストレーションに関する事項

入札参加者が作成したシステム及びサービスについてのデモンストレーション動画をもとに、相対評価を行う。

<分布制限>

評価	掛け数
(A) 第1位	1.00
(B) 第2位	0.75
(C) 第3位	0.50
(D) 第4位	0.25
(E) 第5位以下	0

※入札参加者が1者の場合は、分布制限によらず絶対評価を行う。

※各区役所・総合支所及び情報システム関係部門で業務の実務を担当する職員がデモンストレーション動画の評価案を協議によって作成し、総合評価委員会にて評価を決定する。

4 価格評価点

価格評価点は、費用内訳書に基づき次のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価配点 (400点)} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格}$$

5 無効・失格

- (1) 提出期限に遅れた技術提案書等は、無効とする。
- (2) 他の事業者の入札参加を妨害する行為、又は入札事務担当者の職務執行を妨害する行為を行った者の提案や、正常な競争を妨げる目的をもって談合したことが認められる提案は、失格とする。
- (3) 提出された技術提案書等に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 入札金額について本市があらかじめ設定した予定価格を超えた提案又は、金額が不明な提案は、無効とする。
- (5) その他提案に関する条件に適合しない提案は、無効とする。
- (6) 入札期間中に入札参加資格を満たすことができなくなった事業者は、失格とする。

- (7) 落札候補者の決定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。